

第 6 次総合計画 策定方針

1. 計画策定の趣旨と位置付け等

平成23年の地方自治法改正において、議会の議決を経て、市町村が基本構想を策定する規定が削除されました。本市においては、市民と行政がまちづくりの目指す姿を共有し、多様化・複雑化する地域課題に、柔軟かつ適切に対応し、戦略的な視点をもってまちづくりを進めていくことが肝要と考え、引き続き総合計画を策定していくとしています。

平成 28 年 3 月、総合的かつ計画的な市政運営を図る市の最上位計画として、新たなまちづくりの指針となる第 5 次総合計画を策定しましたが、平成 31 年度に終期を迎えることから、次期総合計画となる第 6 次総合計画を策定します。

2. 本市を取り巻く状況と課題

(1) 経済・雇用情勢の変化

我が国の経済は、2012 年末から緩やかな回復基調を続けています。海外経済の緩やかな回復を背景に、2016 年後半からは輸出や生産が持ち直すなど企業部門を起点にした好循環が進行しており、雇用情勢が一段と改善する中で人手不足感が高まっています。

本市においても、大牟田地域の有効求人倍率や本市の個人市民税所得割の納税義務者の状況から、市民の生活にも回復の兆しを見ることができないのではないかと考えられます。

そうした状況において、人手不足を克服し持続的な経済成長につなげるためには、処遇改善や長時間労働の是正などによる働き方改革、IOT やビッグデータ、AI など新技術の導入による技術革新を同時に進め、生産性の向上と多様な人材の就労機会の創出を図ることが大きな課題とされています。

(2) 人口減少の進行と地方創生

本市の人口は、昭和 30 年代に 20 万人を超えるピークを迎えましたが、その後社会動態を中心に一貫して人口減少が続いています。平成に入ると、社会動態のみならず自然動態も減少に転じましたが、近年では、社会動態における人口減については、改善の傾向も出てきています。

一方で、人口減少や少子高齢化、首都圏への人口集中を背景として、国全体で進められている地方創生に向けた取組みが全国で展開されており、交流人口や定住人口の獲得や地域の稼ぐ力の向上に向けた、移住・定住の促進や観光振興、域内産業・創業支援といった目的に応じた様々な取組みなど、都市間競争は激しさを増しています。

本市においても、喫緊の課題である人口減少に歯止めをかけていくため、今後も引き続き、まちづくりの柱として掲げております子どもを産み育てやすい環境づくりと教育の向上、産業の多様化と雇用の場の確保を中心とし、人口減少対策に取り組んでいく必要があります。

(3) 財政状況を踏まえた事業展開

本市の財政状況については、第5次総合計画期間中においても財源不足が続くこと、中長期的には人口減少と高齢化の進行による税収減や社会保障関係費の増加などが考えられ、厳しい状況が続くと想定されます。

その一方で、市庁舎や市民体育館、ごみ処理施設をはじめ、本市が有する公共施設、道路、橋梁などの老朽化・耐震化に向けた更新や大規模改修が必要となります。

こうした状況における新たな行政課題に適切に対応していくため、事業の優先度に応じた取捨選択や事業規模の縮小などについて厳しく判断していくとともに、民間活力や資金の積極的な活用といった新たな事業手法を取り入れながら、事業の展開を図る必要があります。

3. 計画策定にあたっての基本的姿勢

(1) 総合計画の策定にあたっては、本市を取り巻く状況と課題への的確な対応を図るとともに、第5次総合計画を基本にしながら、次の姿勢により計画全体を再点検し、必要とされる見直しを行います。

①多様な市民意見の反映による計画づくり

大牟田市総合計画条例や大牟田市協働のまちづくり推進条例を踏まえ、策定の各段階での作業や内容を積極的に情報提供し、広く市民の意見を聴くことにより、計画への多様な市民意見の反映による計画づくりを目指します。具体的には、次のものを予定しています。

- ・総合計画審議会の設置と市民委員の公募
- ・市民意識調査の実施
- ・各事業計画策定におけるワークショップ・意見交換会等で出された意見やアイデアの活用
- ・パブリックコメントの実施 等

②時代や地域のニーズに的確に対応した計画づくり

世界情勢や国・県の動向など、社会情勢の変化の把握に努めるとともに、これからの時代や地域のニーズに的確に対応できる計画づくりを目指します。あわせて、地方分権時代に対応した市政を展開できる計画づくりを目指します。

③目的・目標を明確にした計画づくり

総合計画の目指すところを市民にとってわかりやすく、成果重視型の行政運営にも資するよう、達成目標を明確にした計画づくりを目指します。また、目的達成の手段となるよう、より効果的な事業の構築を目指します。その際には、計画策定に向け職員の積極的な参画を図り、全庁的に取り組みます。

④行政マネジメントシステムの活用

本市においては、これまで行政評価、部局の方針、成果報告、目標管理からなる行政マネジメントシステムを推進することで、総合計画に掲げる都市像の実現に努めてきました。

マネジメントにおいては、PDCA サイクルを念頭に、事業実施後の一次評価・二次評価、そして、予算編成やアクションプログラムのローリングへと至る年間を通じた施策・事業レベルでの点検・見直しを進めています。総合計画策定においても同様に、PDCA サイクルを念頭に、第 5 次から第 6 次へ総合計画全体を見直す観点から計画づくりを進めます。

(2) まちづくり総合プランについては、(1) に掲げる多様な市民意見の反映等を基本に市民と行政が一緒になった計画づくりを進めていくこととします。アクションプログラムについては、市民の負託を得た市長の市政公約に掲げられた取り組みをもとに、厳しい財政状況を念頭に置きながら、計画期間中に実施する事業の優先化・重点化を図ることとします。

4. 全体構成と計画期間

第 5 次総合計画において、①全体構成②計画期間について変更を行いました。これらについては、第 6 次総合計画においても踏襲することとします。

① 全体構成

総合計画の構成として、第 4 次総合計画以前は基本構想・基本計画・実施計画という 3 段階の構成となっていました。第 5 次総合計画からは、将来の都市像と、その実現に向けた施策の基本的方向と体系を示す「まちづくり総合プラン」と、具体的な事業や財政計画を示す「アクションプログラム」の 2 段階の構成としました。

なお、まちのあるべき姿や望ましい姿を現した「都市像」や「基本目標」については、短期間で変わるものではなく、長期的視点で実現を目指していくものです。そのため、具体的な目標年次は設定していませんが、本市を取り巻く社会背景や課題の変化、各施策の成果指標の達成状況などを踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

② 計画期間

市民のニーズや地域の課題、社会経済情勢などの時代の変化に柔軟に対応するとともに、優先的・重点的に取り組む施策や事業については市政公約と整合を図ることができるよう、計画期間を 4 年とします。

5. 計画策定の体制

総合計画の策定体制は、次のとおりとします。

(1) 大牟田市総合計画審議会

審議会は、市長の諮問に応じて、総合計画に関する事項について調査審議する機関とします。

◆設置根拠：大牟田市総合計画条例

(2) 総合計画策定会議

策定会議は、総合計画の策定に関する基本方針、総合調整その他重要な事項について審議する組織とし、市長、副市長、部長、消防長、企業管理者、企業局長、教育長、教育委員会事務局長、市議会事務局長をもって構成します。

◆設置根拠：大牟田市総合計画策定会議規程

(3) 総合計画策定委員会

策定委員会は、計画策定作業の推進を図るため、策定会議を補佐する役割として、基礎資料等の調査検討や計画案のまとめ等を行う組織とし、各部局（契約検査室、消防本部、企業局、教育委員会事務局、各事務局を含む）の調整監や課長等の職にある者の中から策定会議が選任します。

◆設置根拠：大牟田市総合計画策定委員会設置要綱

(4) 庶務

総合計画の策定に関する庶務は、企画総務部において処理します。

6. 計画の決定

(1) まちづくり総合プランは、総合計画審議会の答申を経た後、市議会全員協議会での意見等を踏まえ、市議会の議決を経て決定します。

(2) アクションプログラムは、総合計画策定会議での議論の後、市政公約との整合を図るとともに、市議会全員協議会での意見等を踏まえ、市長が決定します。

7. 策定スケジュール（案）

◇平成 30 年度

年/月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
項目 〈策定方針の決定〉 ・策定方針の検討 ・策定方針決定	→	◆決定											
〈基礎調査〉 ・各事業計画策定における市民意見やアイデアの整理 ・本市課題の抽出・整理 ・類似団体等の調査 ・市民意識調査 (業者委託)		→			→	→	→						
〈まちづくり総合プラン〉 ○プラン案の検討 ・策定会議・策定委員会 ・総合計画審議会						← 行政評価	→	← AP ローリング	→			→	→

◇平成 31 年度

年/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
〈まちづくり総合プラン〉 ○プラン案の検討 ・策定会議・策定委員会 ・総合計画審議会 ・パブリックコメント ・市議会全員協議会		→		→		→					◆	◆議決・決定
〈アクションプログラム〉 ○プログラム案の検討 ・策定会議 ・市議会全員協議会					← 行政評価	→					◆	◆決定

【総合計画審議会の進め方（案）】

○平成 30 年度

- 第 1 回：委嘱状交付、会長・副会長の選出、運営事項の申合せ
- 第 2 回：第 6 次総合計画の構成と第 5 次総合計画の進捗状況について
- 第 3 回：基本構想部分の審議

○平成 31 年度

- 第 4 回：基本構想部分の意見の取りまとめ、部会・起草委員会の設置
- 第 5 回：第 1 回部会（2 編ごと）
- 第 6 回：第 2 回部会（2 編ごと）
- 第 7 回：第 3 回部会（2 編ごと）
- 第 8 回：部会審議結果の報告
- 第 9 回：起草委員会
- 第 10 回：答申の決定

【第 6 次総合計画策定体制】

